

議会だより

● 平成二十五年第三回定例会

● もくじ

- 審議された議案と結果…………… P 2
- 一般質問…………… P 4
- 共有不動産分割の訴えに関する
調査特別委員会審議要旨…………… P 5
(表紙写真 双葉神社祭)

第148号

平成25年11月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成25年第三回定例議会

審議された議案と結果

第2号 報告

第三回定例会は、9月26日から27日までの2日間の会期で

行われ、冒頭、町長から農作物の生育及び収穫状況、羊蹄山ろく消防組合喜茂別支署新庁舎建設検討委員会の検討状況、町立クリニツクの運営状況、道々管理の権限委譲の4件、教育長から平成25年度全国学力・学習状況調査結果の概要の行政報告があり、続いて松橋議員から一般質問がありました。

議案の審議では、決算特別委員会に付託された平成24年度各会計決算認定を除く報告2件、人事案件2件、条例の一部改正5件、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議、和解について、一般会計補正予算、議員提案による議会委員会条例の一部改正、意見書1件が審議され、いずれの案件も原案どおり可決されました。

平成24年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき教育委員会の事務管理と執行状況についての点検・評価を議会に報告するものです

報告済み

第1号 同意

教育委員会委員の任命同意

菊地 利憲さん (字喜茂別259番地の3)

任期 平成25年10月20日から

平成29年10月19日まで

原案同意

第2号 同意

固定資産評価審査委員会の委員の選任同意

三野 優さん (字喜茂別417番地)

任期 平成25年10月1日から

平成28年9月30日まで

原案同意

第1号 報告

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について

自治体における財政の健全性を表す判断基準として「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの比率と上下水道事業などの経営状態の悪化度合を表す「資金不足比率」を監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

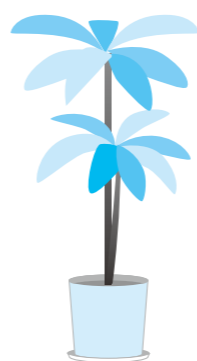
報告済み

第1号 案

喜茂別町農村環境改善センター条例の一部改正

教育委員会事務局を農村環境改善センターの視聴覚室に移転したことにより当該条例の別表料金表の視聴覚室を削除するものです。

原案可決



第2号 案

喜茂別町公園条例の一部改正

特別養護老人ホーム「喜らめきの郷」と農村環境改善センターの間に公園を整備したことにより、当該条例の別表に「喜らめき公園」を加えるものです。

原案可決

第7号 案

和解について

共有不動産分割の訴えに関する訴訟で、裁判所が示した調停案で和解を行うことについて議会の議決を求めるものです。

原案可決

第3号 案

喜茂別町営住宅管理条例の一部改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正により、当該条例の入居資格要件の一部を改正するものです。

原案可決

第4号 案

町税条例の一部改正

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、個人町民税の公的年金からの特別徴収に関する改正、株式等に係る譲渡所得等の分離課税に関する一部を改正するものです。

原案可決

第8号 案

一般会計補正予算(4回)

臨時職員賃金72万円、訴訟に係る弁護士委託料及び訴訟事件和解に係る補償金4万5千円、公有財産購入費5万7千7百円、電柱撤去に伴う光ケーブル移設費4万8千4百円、防災計画改定に係る視察旅費97万円、放課後児童クラブ臨時指導員賃金1万1千円、経営体育成支援事業及びハウス栽培奨励事業補助金1千2百87万5千円、旧学校給食栄養指導センター解体工事1千4百50万円、ジュニアクロスカントリースキー少年団補助金2百万円等4千8百39万8千円の増額と不用額9万3千円の減額により、4千8百30万5千円を追加し、予算総額は27億7千1百94万9千円となります。

原案可決

第5号 案

国民健康保険条例の一部改正

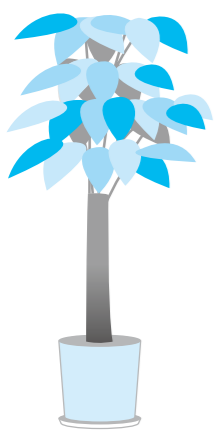
地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、国保税の所得割の算定に係る配当所得等、株式の譲渡所得の課税特例など一部を改正するものです。

原案可決

第6号 案

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更協議

住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録制度が廃止されたことにより、当該広域連合の事務局経費の算定要



一般質問

ゴミステーションの設置場所について



松橋 正樹 議員

松橋 集落地域のゴミの収集をみていますと、住宅が密集している場所には、町内にもある鉄のカゴが設置されていますが、微妙な距離の住宅地には、設けられておらず、道路淵にネットをかけて収集しているようです。

どうにかできないものかと感じていたところ、郊外に住む町民の方から、ゴミを出したいが散乱防止のネットをしても荒らされてしまい困っていると聞きました。

町長 現在、町内には約1百40カ所に「ゴミステーション」を配置している。設置の基準としては、市街地区・集落地域において明文化した基準は設けず、排出見込み量、住宅の密集度、ゴミステーション間の距離と収集効率、除雪等の管理面などを基本的な考え方として調整し、設置している。



ゴミ収集作業

境の変化に対応し、既存のゴミステーションについても、設置場所や利用状況の見直しは不可欠であると認識していることから、利用実態について調査を行い、住民の方々のご意見を参考に改善に向けて努力する。

共有不動産の訴えに関する調査特別委員会審議の要旨

本定例会で、議案第7号「和解について」は、「共有不動産の訴えに関する調査特別委員会」に付託し審議したので、その要旨を紹介します。

これまでの経緯

町が、平成19年度まちづくり交付金事業で「郷の駅」の整備に伴い土地を取得するため、登記簿名義人K氏と土地売買契約を締結し土地代金を支払った。

しかし、当該土地は、K氏以外にも相続権があるY氏からの訴えにより、遺産分割協議が成立したものと認められないとし、K氏がY氏に損害を賠償する責任を負うこと及び町に真正な登記名義の回復をするよう判決が下った。

町はY氏持分の土地を取得するため、裁判を提起し、Y氏と価格交渉を進めてきた。

町は、裁判所の調停委員から示された土地価格及び賃料をもってY氏と和解できる見通しが

立ったため、議会の議決を求めた。（議会では、平成24年9月に特別委員会を設置し議論してきた。）

菊地委員

これまで本委員会が設置され、調査してきた。

前回の委員会の経過を踏まえ、議案提出前に本委員会にこの案件の最終決定事項を説明すべきではなかったのか。

菅原町長

7月26日に開催の委員会でお話をし、それに沿った形であるので、あえて説明をする場をつくらなかった。

菊地委員

私は、大体そういう流れに沿った形で行くだろうと想定していたが、本委員会に最終的な決定

事項を議論した上で今回の定例会に議案として提案するのが筋ではないのか。

菅原町長

今後は、ご意見を踏まえて行動したいと思う。

菊地委員

私は昨年11月開催の本委員会で、町長の結果責任に対する質問をしている。

その理由として平成19年12月に2度にわたって、町を訴えているY氏の弁護士から、町がK氏の土地を取得するにあたり2分の1の相続権があるY氏に無断でK氏が分割協議書証明書を偽造し、単独相続による所有権移転登記をしたとして土地の代金支払停止の申し入れがあったが、町は、そのまま担当者に命令して代金の支払いを行った。

このことが今回の問題の背景にあると思う。その段階で慎重に対応すべき

ところ、これを怠ったため、本件の訴訟が提起されたと理解している。

その結果、裁判が行われ、町が2分の1の訴えに敗訴したものである。

この和解金や弁護士費用など多額な支出が発生したことは最終的に町民に多大な迷惑をかけたことになる。

町長は行政の最高責任者として責任は大きいと思うが、本件に対する責任をどのように考えているのか。

菅原町長

責任問題は、結果として争いになったので、好ましいと言えないが、手続は、現行法の中で落ち度はなかったと思っっている。判決の中でも、登記簿等を最大限信じて行ったもので、結果として、可否が相手方にあった訳であり、これを予見できたかどうかは、問題を整理して、どこに責任があるのか、明確になれば、私も考えてみたいと思う。

私の責任は、これをきちつと治めていくことであり、今後、長い交渉が必要だろうと思っ

◆菊地委員

結果として、2分の1にしる敗訴の結果が出た場合、行政の最高責任者として責任があるのではないのか。

◆菅原町長

私は、敗訴とは思っていない。判決の中でも行政責任は、求められていないし、もう1度やり直さないとしたものである。その経費として、損害があった点では、皆様方には迷惑をかけたと思うが、普段の行政業務の予想された範囲内であると思っ

◆菊地委員

裁判活動は、行政が元々付託された1つであると思っ。そういう点では、責任の所在がどこにあるのかわからない。結局K氏が、偽造書類で登記

◆菅原町長

最終的には、決まっている訳ではない。議決をもって決定となる。

◆近藤委員

最初からの裁判費用と今回の42万円も含めて、いくら町費を支出することになるのか。

◆佐々木総務課長

これまで、Y氏を相手とした裁判費用については、2百1万2千45円で今回、補正予算で提案する42万円を含めると2百43万2千45円となる。

◆近藤委員

この金額に、和解額の3百60万円である。町は土地の取得のため、平成19年12月28日にK氏に対して4百63万1千6百71円を支払っ

ている。そして、裁判の結果、2分の1がK氏の所有とした判決が出て、今回、調停案で賃料相当額を含め、合計3百62万9千3百94円を町費で支払うことになっ

したことを認めたので、町は、詐欺にあつたようなものである。その時点で調査をした上での結果として裁判になることは、ある程度理解するが、何らの対応もしないで、起きた結果に責任が無くて、行政上のルールに従って進めたという話については、私は理解できないし、判決に対する結果責任があると思っ

◆菅原町長

調査については、これを予見し全部身元調査までしたかと言えばしていないが、個人情報の問題やどこまでさかのぼるのかと言ったことなど限界があると思っ。登記簿や印鑑証明を信用して行政を前進させた。

◆菊地委員

結果として裁判に負け町の財政から支出することになったことは、町長として責任があると思っ。更に今後、K氏に対しては、訴訟を起こすことになるだろうがその結果が出てから責任を取るのか。

◆菅原町長

つまり、先ほどの裁判費用2百43万円と合わせると、6百万円以上がこの裁判、そして調停に至るまでに、町費がかかっ。この負担に対して、どのような対策を考えているのか。

◆近藤委員

Y氏はK氏も訴えたが、その裁判の経過の中で、K氏は、お金は無いと言っ。K氏から、弁償してもらえ保証はあるのか。

◆菅原町長

裁判の答弁が全て真実だと理解していない。K氏の財産がどれだけあるかは不明確であるが、1部は差押をしてる。足りない分は、当然、回収に向

◆菅原町長

まだ、結論が出ていないので、その責任は軽々に判断したくない。判決は、K氏の詐欺的な行為だと思っ。

◆菊地委員

相手側Y氏の弁護士は、一応、町に代理弁済を求めたと思っ。判決は、もう1度最初に戻して手続きを進めることであり、K氏から弁済させる行為を予想する判決であると思っ。最終的に全部回収できれば、それで終わると思っ。何でも訴えられたら責任を取ることが、行政として安易に取るべきでない。

◆菅原町長

この議案に、「裁判所が示す調停案に双方が合意した事により以下の和解条項に和解を行うこととの合意を得た」となっているが、議会が可決しなかつた場合、どのようにになるのか。

◆佐々木総務課長

地方自治法第96条第1項第12号で、和解を行う場合は、議会

◆近藤委員

裁判に伴う町費負担について、町民に対する町理事者の道義的、政治的責任はないのか。

◆菅原町長

今回の裁判は、直接訴えられた訳ではなく、K氏が敗訴した認識を持つ。ただ、土地の購入に関して相対に慎重に行う必要があるが責任は、ないと思っ。

◆松田委員

町は、この事件に関して被害者意識を持つているのか。

◆菅原町長

被害者意識は、特別ないが、それに近いものは現実的にあると思っ。ただ、主体的に事業を進めてきたという点で責任を持つてこの問題の解決にあたらなければならぬと思っ。

◆松田委員

主体性を持って、積極的に仕事を推進してきたことは、誰し

の議決を要するとなつており、議会が可決しなかつた場合、相手側に和解の意思は示されないことになる。

◆近藤委員

議案に「和解条項によって、既に裁判所が示した調停案に双方が同意した」と記載されている。議決前に同意したということなのか。

◆内村副町長

前回の特別委員会でも、裁判所からの調停案を示した。その際に、概ね委員各位からは、特段のご意見等は無かつたと思っ。

◆近藤委員

相手方のY氏も、これらの条件について、和解に同意することになったので議会の議決をいただきたい。

◆菅原町長

先ほどの同僚議員の質問に対する総務課長の答弁と違つているので再度質問する。議決前にY氏側と町と調停案に同意したのか。

◆菅原町長

私が認めることだろうと思っが、用地買収等に絡んで、公金の支出が伴うことであれば、やっぱり最高責任者として、より慎重であるべきだったという反省は持つているのか。

◆松田委員

私も予測出来なかつたところはあるが、結果論で言えば、例えば事情がわからなかつたことだけで済まされたい想いは持つている。

◆菅原町長

結局、事態は、好むと好まざるに関らず、公人のトップは、そういう問題が出てくることを再認識したと思っ。でも、好ましいことじゃないと思っ。

◆菅原町長

同感であり、こういう問題を乗り越えて、町が1つになりながら町民の安全を図つていくことが、次へ繋がる町づくりだろうと思っ。



◆ 松田委員

町長のかたくなな態度を見せられたら、そのような方向にしか進んでいかないという心配がある。

反省するべきところは素直に反省すべきだと思う。

この和解案に至る事態を招いたのは、町長の過失であり、町に責任がある。

町長の答弁で、相手方の裁判費用は、町の費用より多額になるだろうといった発言があった。そういう認識であれば由々しき問題だと思う。

訴訟に関してどのように考えているのか。

◆ 菅原町長

訴訟技術は、あつてしかるべきだと思う。

私の答弁に配慮が欠けた部分は謝るとともに、相手方の裁判費用は確証を持っていないのでその発言については撤回をさせていただきます。

◆ 菊地委員

同僚委員に対する答弁において、町長は、登記法を信じてやっ

たのに、判決は違ったものになったことで、現行法律に対して納得していないし非はなく政治的責任はないという問題発言をしている。

私は、このような認識のもとで町長という職務を行っていくことは問題であり、当然、裁判結果による町長の政治的責任はあると思っている。

こうした経過を踏まえた中で、議案で裁判所の示した調停提案に双方が合意したことにより議会の議決をもって和解条項に合意を得たと書くならともかく、提案前に今回の議論をした上で、提案すべきだったと思うが。

◆ 菅原町長

この内容で和解に入りたいという話はしたが、了解していないとなれば前回の委員会で説明が足りなかったと思う。

今後、詳細に渡って説明するよう配慮する。

◆ 菊地委員

この和解案を議決するにあたって、繰り返し結果として起きたこの件について町長の責任は有るのか無いのか。

◆ 菅原町長

一生懸命対応してきたが、一人の責任で済むのであれば責任をとらなければと思う。

しかるべきときに答えを出したい。

◆ 近藤委員

自らの処分案を本日の定例会の議案として提案するつもりはあるのか。

◆ 菅原町長

そのつもりはない。
私の処分案を和解案の可決条件にしたくない。

◆ 松橋委員

私は、今回の裁判で町が和解金などを支払うことをもって敗訴したとは思っていない。

この和解で、裁判所がゼロからスタートする判断をした上で、再度、その2分の1を町が払いなさいとしたものであり、K氏の相続手続きの偽造による部分は、別途回収してくださいという理解で良いのか。

◆ 菅原町長

基本的には、そういう認識をもっており、K氏とY氏との争いだと思う。

それに町が介入しなければならなくなった側面がある。

本日の議論で取り方によっては、そうではない場合もあるので、考えを整理していかなければならないと認識している。

私は、この問題の解決に向かって一生懸命取り組んできたことは変わらない事実である。

